

九州国際大学国際関係学会総会規約

(総 会)

第1条 総会は、本会の最高決議機関であり、年一回これを開催する。ただし、必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

(議 長)

第2条 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。

2 会長に事故のあるときは、運営委員の中から、運営委員会により選任された一名が、これを代行する。

(定足数)

第3条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議 事)

第4条 総会は、以下の事を行う。

- 一 予算の審議及び承認
- 二 決算の報告及び承認
- 三 学会会則又は総会規約の改正又は廃止
- 四 事業計画の審議及び決定並びに事業の報告及び承認
- 五 会員の入会の承認及び退会の報告
- 六 会長、監査及び運営委員の選任
- 七 その他必要事項の審議及び決定

(議決権及び選挙権の制限)

第5条 学生会員、普通会员、賛助会員及び名誉会員は、総会の議決並びに会長、監査及び運営委員の選挙に参加することができない。

(議 決)

第6条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とし、可否同数の場合には、議長がこれを決定する。ただし、重要事項については、出席会員の3分の2以上の賛成をもって議決するものとする。

(議事の請求)

第7条 会員数の5分の1以上の署名による請求があるときは、会長は、その請求を次回の総会に付議しなければならない。

附 則

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。